個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 この契約により、越谷市(以下「発注者」という。)から事務の委託を受けた者(以下「受注者」という。)は、この契約による事務(以下「契約事務」という。)を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないようにしなければならない。

(委託先における安全管理措置)

第2 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び越谷市個人情報保護条例に基づき、発注者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置を講じなければならない。

(委託に伴う報告等)

第3 受注者は、発注者から、この契約事務の処理状況について、報告、検査等を求められたときは、これに応じなければならない。

(従事者名簿の提出等)

第4 受注者は、この契約事務に従事する者の氏名及びその所属を記載した名簿を速やかに発注者に提出しなければならない。この場合において、特定個人情報等を取り扱う場合にあっては、当該特定個人情報等を取り扱う事務に従事する者をあらかじめ指定し、当該名簿にその旨を記載するものとする。

(秘密保持)

- 第5 受注者は、この契約事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。
 - 2 受注者は、この契約事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、当該契約事務に係る個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(厳重な保管及び搬送)

第6 受注者は、この契約事務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管に努めるとともに、委託を受けた個人情報の事業所内からの搬送は、発注者の承諾があったときを除き、行ってはならない。発注者の承諾があった場合において、搬送は、第4の規定により提出した名簿に記載されている従事者に行わせなければならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第7 受注者は、発注者の承諾があったときを除き、この契約事務について、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、当該電子計算組織以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。

(再委託の禁止等)

- 第8 受注者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者(受注者の子会社等(会社法(平成17年 法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。)を含む。以下同じ。)にその処理を委託してはなら ない。ただし、発注者の承諾があったときは、第三者に再委託をすることができる。この場合において、受注者は、 発注者との契約書等と同等の安全管理措置を講じられる再委託契約を締結しなければならない。
 - 2 受注者は、再委託契約をした者が受注者との契約書等の内容を遵守しているか定期に又は発注者の要請に応じて 監督をし、その結果を速やかに発注者に報告しなければならない。
 - 3 受注者は、発注者から、この契約事務のうち、再委託契約をした部分の処理状況について、報告、検査等を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 4 再委託先が、個人情報の処理を再々委託する場合は、第1項から前項までの規定を準用する。再々委託先からさら に委託が行われる場合等も、同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第9 受注者は、発注者の指示又は承諾があったときを除き、この契約事務に係る個人情報を当該事務の処理以外の目的 に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があったときを除き、この契約事務に係る個人情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(罰則の説明)

第11 受注者は、この契約事務に従事している者又は従事していた者が、当該契約事務に係る個人情報を正当な理由が ないのに提供したとき、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、罰則 の適用があることを従事者に説明し理解させなければならない。

(事故発生時の報告義務)

第12 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったとき、 又は再委託契約をした者との契約書等に違反する事態が生じ、若しくは生じるおそれがあることを知ったときは、速 やかに、発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同 様とする。

(個人情報の返還又は処分)

第13 受注者は、この契約が終了し、又は解除された場合は、この契約事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、 又は発注者の指示若しくは承諾があるときは、漏えいを来さない方法で、速やかに復元できない手段で確実に処分し なければならない。この場合において、発注者は、確実に処分したことについて、証明書等により確認するものとす る。

(措置事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は再委託契約をした者が受注者 との契約書等の内容に違反していると認めたときは、受注者に契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる ものとする。

(その他)

第15 受注者は、第1から第14に掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。